

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年7月26日（水）13時30分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、松田室長補佐、新井安全審査官、山下安全審査専門職
植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）
廃炉・安全品質室 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（うちWeb会議システムによる出席4名）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当8名（うちWeb会議システムによる出席5名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「第2棟」という。）の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 電源の確保について
 - 自然現象に対する設計上の考慮への適合性について
 - 外部人為事象に対する設計上の考慮について
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

（全般）

 - 内部事象（火災等）や外部事象（自然現象等）に対する設計上の考慮に係る審査にあたっては、防護対象となる設備が抽出され、当該設備に対する設計や措置の妥当性を確認する必要があるが、現状ではその防護対象とする考え方が整理されていないことから、まずはその基となる通常時に加えて、設計評価事故時等においても安全機能を維持するために必要となる設備について整理し、資料に示して説明すること。

（電源関係）

 - 措置を講ずべき事項への適合方針については、要求基準が満たされる設計方針とすることがわかるように整理して記載すること。その上で、先行事例（他施設における許認可申請書等）を参考にして、対応方針に具体的な設計（非常用電源設備等の仕様及び性能）や措置の内容（保護継電器等による異常の拡大・伝播の防止等）を記載するとともに、根拠となる電力負荷の内訳、単結結線図、送電系統図等を追加して説明すること。

(自然現象・外部人為事象関係)

- 自然現象や外部人為事象に対する設計上の考慮として挙げている津波、火山等の事象のうち、関係審査ガイドが規定されている事象については、原則当該ガイドに則った評価等を実施すること。ただし、評価等が難しいもの又は明らかに評価等までは不要とするものについては、その理由を資料に示して説明すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 資料 1-1 コメントリスト (電源の確保)
- 資料 1-2 まとめ資料 2.6 電源の確保
- 資料 2-1 コメントリスト (自然現象に対する設計上の考慮への適合性)
- 資料 2-2 まとめ資料 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性
- 資料 3-1 コメントリスト (外部人為事象に対する設計上の考慮)
- 資料 3-2 まとめ資料 2.14.3 外部人為事象に対する設計上の考慮
- 資料 4 第2棟に係る使用許可基準規則及びその解釈への適合性

以上